

TPP 協定の米議会の審議日程について

2010年3月に開始された TPP 交渉は、10月5日に大筋合意に達した。12の参加国は、30章に上る TPP 協定のテキストの確定を行った後に協定文書に署名し、それぞれ批准手続きに入ることになる。

米国では、柔軟性を発揮せず、2015年超党派議会の貿易優先事項及び説明責任に関する法律(P.L. 114-26。以下「2015TPA 法」という)の規定通りに進むと仮定すれば、最も早い時間軸は、次のようになると想定される。

(注)2015TPA 法第 106 条(b) (1) (A)の規定に基づき、「議会のいずれかの院が 2015TPA 法第 103 条(b)に基づき締結された通商協定に関して通知又は協議がないとして手続き否認決議案に同意した日から 60 日以内に他の院が当該通商協定に関する手続き否認決議案に同意した場合には、貿易権限手続き(3で説明している迅速な議会審議手続き)は、当該通商協定に関して提出された実施法案には適用されない」とされている。

1 2016年1月15日(金)に TPP 協定の署名を行うとすれば、11月16日(月)までに TPP 協定のテキストを確定する必要がある。

① TPP 協定の署名の少なくとも 90 日前に、大統領は、その意図を議会に通知しなければならない。：2015TPA 法第 106 条(a) (1) (A)⇒期限は遅くとも 2015 年 10 月 17 日(土)まで

②大統領が TPP 協定の署名の意図を議会に通知した日から 30 日以内に、貿易政策・交渉諮問委員会は、2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法(P.L. 93-618)第 135 条(e) (1)の報告書を大統領、議会及び米通商代表に提出しなければならない：2015TPA 法第 105 条(b) (4)

③ TPP 協定の署名の少なくとも 60 日前に、大統領は、国民が閲覧し得る米通商代表部のウェブサイトに TPP 協定のテキストを公表しなければならない。：2015TPA 法第 106 条(a) (1) (B)⇒期限は遅くとも 2015 年 11 月 16 日(月)まで

2 2016年1月15日(金)に TPP 協定に署名するとすれば、議員(大統領の依頼による場合は、所管委員会の委員長・小委員長によって行われるのが通例で、TPP 協定の所管委員会は下院歳入委員会及び上院財政委員会)によって TPP 実施法案が議会に提出されるまでに、次の手順を踏む必要がある。

2015TPA 法には下院歳入委員長及び上院財政委員長による通商協定実施法案の提出期限は設けられていないが、TPP 実施法案の提出は、最短でも 2 月 15 日(月)以降になる。米国が締結したコロンビア、パナマ、ペルー及び韓国との FTA については、これら FTA 実施法案の議会提出まで 3~4 年要したという指摘があ

り、TPP 実施法案の議会提出時期は、議会多数派の共和党指導部の判断が重要になってくる。大統領選との関連をみると、2月1日の民主・共和両党のアイオワ州議員集会を皮切りに、3月1日のスーパー・チューズデー(民主党13州、共和党14州)の予備選・議員集会に向けて大統領選が本格化していく時期と重なる可能性がある。民主党のクリントン候補は徐々にTPPに対する対応を変えつつあり、共和党のトランプ候補もTPPへの反対を明言している。9月16日の米財界のロビー団体の講演で、オバマ大統領が、「TPAが得られたといっても、我々が自動的に通商協定の承認をもらえるということを当然と思うべきではない。…貿易をめぐる政治は厳しい。…我々が政治的な季節に近づけば近づくほど、これらの採決が一層難しくなるからだ」と述べているが、この大統領発言は以上のような状況を踏まえたものと受け止められている。

① 2015TPA 法第 103 条(b)に基づく署名後 60 日以内に、大統領は、TPP 協定実施に伴い改正が必要と考えられる既存国内法の規定の内容を議会に提出しなければならない。：2015TPA 法第 106 条(a) (1) (C)⇒期限は遅くとも 3 月 14 日(月)まで

② 署名後 105 日以内に、国際貿易委員会は、TPP 協定の国内総生産、輸出・輸入、総雇用・雇用機会及び協定によって主として影響を受けるであろう産業の生産・雇用・競争的な位置等、全体及び特別な産業部門に対する経済的な影響評価を大統領及び議会に提出しなければならない。：2015TPA 法第 105 条(c) (2) ⇒期限は遅くとも 4 月 28 日(木)まで

なお 2015TPA 法 105 条(c) (1)に基づき、大統領は署名の少なくとも 90 日前に国際貿易委員会に影響評価の準備と提出を行うよう要請しなければならないとされている。フロマン米通商代表は、2015 年 2 月に国際貿易委員会に TPP の影響評価に着手するよう要請を行っており、早まる可能性がある。

③ ④の資料を提出する 30 日前に、大統領は、TPP 協定を実施するため提案される行政措置の説明及び TPP 協定の最終テキストの写しを議会に提出しなければならない。：2015TPA 法第 106 条(a) (1) (D)

この 30 日間に、政府側と議会側によって通商協定実施法案(原案)の調整(所管委員会における模擬審査(Mock Markups)等)が行われることになっており、いわば議会の迅速な審議を行う担保となっている。なおこの過程でドミニカ・中米 FTA 協定の文言の変更が行われたことがある。

④ 大統領は、下院・上院の開会日に、TPP 協定の最終テキストの写しを次の文書と併せて議会に提出しなければならない。：2015TPA 法第 106 条(a) (1) (E)

A TPP 協定実施法案(原案)

B TPP 協定を実施するために提案される行政措置の説明

C 2015TPA 法第 106 条(a) (2)の支援情報

a TPP 協定実施法案及び提案された行政措置がどのように既存の法律を改正し、又は影響を与えるのかの説明

b 次のステートメント

- ・ TPP 協定が 2015TPA 法の目的、政策、優先事項及び目標を達成しているという主張
- ・ TPP 協定が上述の目的、政策、優先事項及び目標をどのようにして、そしてどの程度達成しているのか、以前に交渉した協定の条項を変更しているのか又は変更しているとすればどのように変更しているのか、TPP 協定が米国の貿易の利益に対しどのように貢献しているのか、TPP 協定実施法案が 2015 TPA 法第 103 条(b) (3)の水準をどのように満足しているのかに関する説明

3 協議遵守決議案又は手続き否認決議案により、ファストトラックの対象とされない場合(多数派の共和党指導部の了承を得て TPP 実施法案が提出されるので、実際にこれらの決議が成立することは想定できないのではないか)を除き、TPP 協定実施法案の議会審議は、次のとおりとなる。なお米国が締結した FTA 実施法案の審議日数は、平均 16 暦日で、最長はオマーンとの FTA 実施法案で 85 暦日となっている。

日数—下院 60 開会日(歳入委員会 45 日、本会議 15 日)、上院 30 開会日(財政委員会 15 日、本会議 15 日)：2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法第 151 条(e) (1)

時間—上下両院それぞれ 20 時間以内：2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法第 152 条(d)及び(e)

採決—TPP 協定実施法案の修正は許されず、議会は賛否の二者択一のみ：2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法第 151 条(d)